

## NISA(少額投資非課税制度)平成 27 年度一部改正のお知らせ

平成 27 年 3 月 31 日に公布された「所得税法の一部を改正する法律」より、NISA に関する改正内容をお知らせします。改正後の制度は平成 28 年 1 月 1 日から施行されます。平成 27 年 12 月末までは適用されませんのでご注意ください。

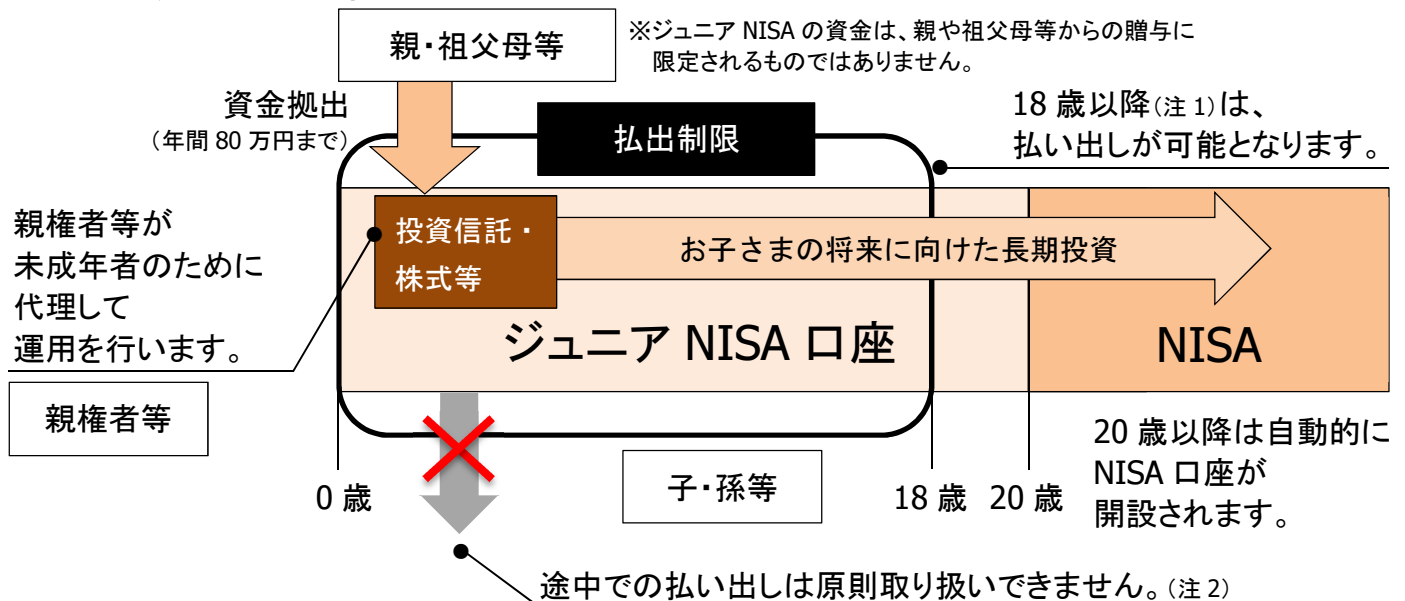
### 改正内容の概要

| 項目              | 改正前                        | 改正後   |
|-----------------|----------------------------|---|
| ① 年間投資上限額の引き上げ  | 年間投資上限額は <u>100 万円</u> です。 | 年間投資上限額は、 <u>120 万円</u> まで引き上げられます。                 |
| ② ジュニア NISA の創設 | 未成年者の NISA 口座開設は不可です。      | ジュニア NISA 創設で、 <u>0 歳～19 歳</u> の NISA 口座開設が可能になります。 |

### ジュニア NISA の概要とイメージ

| 項目     | 内容   |
|--------|--|
| 利用できる方 | 日本にお住まいの 0 歳～19 歳の方(口座を開設する年の 1 月 1 日現在)   |
| 非課税投資額 | 毎年 80 万円   |
| 非課税対象  | 株式投資信託・上場株式等への投資から得られる売却益や配当金等   |
| 制度開始時期 | 平成 28 年 1 月:口座開設申込 / 4 月:取引開始  |
| 非課税期間  | 投資した年から最長 5 年間   |
| 投資可能期間 | 平成 28 年 4 月から平成 35 年まで   |
| 運用管理   | ・原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用を行う<br>・資金の払出制限あり、ただし 18 歳以降(注 1)は払出可能<br>(注 1)3 月 31 日時点で 18 歳である年の 1 月 1 日以降<br>(注 2)災害等やむを得ない場合には、非課税での払出可能 |

### ■ジュニア NISA のイメージ



このお知らせは、平成 27 年 6 月 16 日現在の法令等に基づき作成しており、今後の法令改正等により変更となる可能性があります。当行の手続の詳細は現在未定であり、決定次第お知らせします。